

福岡市介護保険に関する事務に係る「特定個人情報保護評価書 (全項目評価書)」の変更について

主に下記に示す理由から、特定個人情報保護評価書(全項目評価書)の対象箇所に対し、変更を加えました。

【公的給付等(※)の受取のための口座情報の入手に関する事務の追加】

介護保険の事務で使用している特定個人情報ファイルについて、個人番号(マイナンバー)を活用した情報連携により、住民が事前登録した公的給付等(※)の受取のための口座情報(以下「公金受取口座」という。)の入手に関する事務が追加となります。

※ 公的給付等とは、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第 38 号)第2条第2項及び公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則(令和3年デジタル庁令第 10 号)第2条各号における「公的給付の支給等」に該当するもの。

公金受取口座制度について

1 概要

公的給付支給等口座登録制度(以下「公金受取口座登録制度」という。)は、住民に、現在金融機関にお持ちの預貯金口座を一人一口座、公金受取口座として、国(デジタル庁)に事前に登録していただき、国・自治体等の行政機関等において実施している各給付手続等においてこれを活用する制度です。当該制度により、住民は、事前に公金受取口座を登録しておくことで、個別の給付金等の申請手続において、手続の都度口座情報の記載や通帳の写し等の添付等が不要となる一方、当該申請手続を受ける行政機関等は、個人番号(マイナンバー)を活用した情報連携により、住民が事前登録した上で国(デジタル庁)において一定の確認を行った公金受取口座情報を入手することが可能となります。

2 公金受取口座を活用した給付までの流れ

(1) 公金受取口座登録

住民がマイナポータル等から、口座情報登録・連携システムに公金受取口座の登録を実施。

(2) 給付申請(+利用意思表示)

住民が行政機関等に給付申請を行う際に、受取口座として、登録した公金受取口座を利用する旨を意思表示(住民が給付申請書等において公金受取口座の利用を希望する旨の意思表示をしなければ、公金受取口座は利用できない。)

(3) 行政機関等における口座情報取得

行政機関等が情報提供ネットワークシステムによる情報連携により、口座情報登録・連携システムから公金受取口座情報を取得。

※ 行政機関等は、支給の都度、最新の公金受取口座情報の照会を行う。

(4) 支給手続

行政機関等は、公金受取口座に振込を実施。

福岡市介護保険に関する事務に係る「特定個人情報保護評価書 (全項目評価書)」の変更案の概要について

1. 意見募集の趣旨

「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成 25 年法律第 27号、以下「番号利用法」という。)による社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の導入に伴い、個人番号(マイナンバー)をその内容に含む個人情報(以下「特定個人情報」という。)を保有する事務については、特定個人情報保護評価の実施が義務付けられています。

特定個人情報保護評価は、個人番号をその内容に含む個人情報ファイル又は個人情報データベース等(以下「特定個人情報ファイル」という。)を保有しようとする者又は保有する者が、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析、そのようなリスクを軽減するための措置を講ずること、さらにこのような措置が個人のプライバシー等の権利利益の保護措置として十分であると認められることを自ら宣言するものです。

また、過去に特定個人情報保護評価を実施した特定個人情報ファイルを取り扱う事務について、特定個人情報ファイルに対して番号利用法第 28 条第1項の規定に基づく個人情報保護委員会規則で定める重要な変更を加えようとする場合は、変更を加える前に特定個人情報保護評価を再実施することが求められています。

福岡市における介護保険に関する事務について、公的給付支給等口座を活用した公的給付の支給等を実施予定(令和4年10月に試行運用開始予定)です。

そのため、介護保険に関する事務で保有している特定個人情報ファイルに対して重要な変更を加えることから、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止及び市民の皆様の信頼を確保するため、評価書の変更案に対する意見募集を実施するものです。

2. 評価書変更案の概要

項目	内容
I 基本情報	介護保険に関する事務の内容について、基本情報を記載しています。公金受取口座を活用した公的給付等の支給の実施の準備業務として、事務の内容等について重要な変更を行っています。
II 特定個人情報ファイルの概要	介護保険に関する事務において取り扱う特定個人情報ファイルについて記載しています。公金受取口座を活用した公的給付等の支給の実施に伴い、システムで記録されるファイル項目や、特定個人情報の入手・使用方法等について重要な変更を行っています。
III～VI	III～VIについては重要な変更を行っていません。

3. 今後のスケジュール

- 令和4年7月7日～8月5日 住民意見聴取の実施
- 令和4年8月(予定) 第三者点検
- 令和4年9月(予定) 個人情報保護委員会への提出・公表